

質問事項回答書

業務番号 4-建委-1

業務名 城陽井手木津川バイパス交通結節点におけるにぎわい拠点整備検討業務

回答日: 令和4年5月27日(金)

木津川市建設課まちづくり事業推進室

番号	質問事項	回答事項
1	プレゼンテーションについて(実施要領) 「02実施要領P1~2」における、企画提案書および2次審査のプレゼンテーション資料内では提案者の社名が特定できるような表現は避けるべきでしょうか。	お見込みのとおりです。 企画提案書及び2次審査のプレゼンテーション資料内では、提案者の社名が特定できないようにご対応お願い致します。
2	プレゼンテーションについて(実施要領) 「02実施要領」の「P6(1)審査方法 ②二次審査」について、プレゼンテーション審査の場合、用意されるパソコンで使用可能なソフト及びバージョンをご教示ください。	二次審査におけるプレゼンテーションについては、スクリーンは本市において準備致しますが、その他必要となるパソコン、プロジェクター等の機材については、提案者で手配して頂く予定です。 なお、プレゼンテーションの実施要領については、企画提案書の提出依頼と合わせてお伝え致します。
3	プレゼンテーションについて(実施要領) 「02実施要領」の「P6(1)審査方法 ②二次審査」について、プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書等をパワーポイント化(内容の追加は無く、提案のポイントに絞った内容)した資料を用いて実施することは可能でしょうか。	企画提案書等をパワーポイント化(内容の追加は無く、提案のポイントに絞った内容)した資料でも構いません。 なお、二次審査におけるプレゼンテーションの実施要領については、企画提案書の提出依頼と合わせて詳細はお伝え致しますが、プレゼンテーションは、企画提案書で提案された内容について、説明・補足等を行うこと、また、新たな資料等の提出は受け付けないこととしておりますのでご注意ください。

4	<p>業務内容について（特記仕様書） 「03特記仕様書」の「P6~7(2)基礎調査・需要予測に基づく基本構想の策定 ②アンケート・ヒアリング調査」に記載されているアンケート・ヒアリング調査対象の5つの団体について、どのような選定基準で選ばれたのでしょうか。</p>	<p>特記仕様書に記載している団体については、本市との関係性が高く、にぎわい拠点において今後官民連携を検討する上で重要と考える団体を選定しております。 なお、特記仕様書に明示した団体以外のアンケート・ヒアリング調査対象については、企画提案書等において、ご提案をお願い致します。</p>
5	<p>業務内容について（特記仕様書） 「03特記仕様書」の「P7(2)基礎調査・需要予測に基づく基本構想の策定 ③施設テーマの設定、コンテンツ・導入機能の検討」について、「ウ）子育て応援施設」内の「・施設情報の提供」について現時点で想定されている内容はありますか。</p>	<p>現時点で想定している内容はございません。</p>
6	<p>業務内容について（特記仕様書） 「03特記仕様書」の「P10(3)PPP /PFI 導入可能性調査⑨事業化に向けた課題整理」を整理する上で前提となる事業完了時期の想定はございますでしょうか。</p>	<p>現時点での事業完了時期は、令和11年度を想定しております。（令和11年度のにぎわい拠点開業を目指しています。）</p>
7	<p>業務内容について（特記仕様書） 「03特記仕様書」の「P10(4)概略設計」に記載されているアクセス道路の概略設計に交差点設計は含まれますでしょうか。</p>	<p>交通需要予測等に基づく、にぎわい拠点に接する市道の改良（歩道設置等）を想定しており、現時点で交差点設計は含めておりません。ただし、需要予測及び施設規模の検討結果次第で内容は変わってくるものと考えておりますので、詳細については、協議の上決定し、設計変更の対象と致します。</p>
8	<p>業務内容について（特記仕様書） 「03特記仕様書」の「P10(4)概略設計」において、にぎわい拠点の概略設計成果として想定する図面（平面図、立面図、断面図等の種類及び縮尺）はございますでしょうか。</p>	<p>現時点で想定する図面はありません。 基本構想及びサウンディング調査結果等に基づき、整備する施設規模を明確にしたうえで、今後、基本設計・実施設計を進めるために必要な図面を検討しますので、詳細については、協議の上決定し、設計変更の対象と致します。</p>
9	<p>業務内容について（特記仕様書） 「03特記仕様書」の「P10(5)その他 ①会議打合せ等に係る開催支援」内の「庁内プロジェクトチーム会議」について、クリティカルパスとなる時期及び内容等（次年度の予算要求等）の想定はございますでしょうか。</p>	<p>クリティカルパスとなる時期及び内容等の想定はございません。 また、庁内プロジェクトチーム等の会議については、こちらで開催時期を検討しますので、企画提案書の実施方針等における工程計画への記載は省略して頂いても構いません。</p>

10	業務内容について（特記仕様書） 「03特記仕様書」の「P10(5)その他 ②パブリック・コメント手続き用資料の作成及び実施支援」について、パブリックコメントの実施想定時期はありますでしょうか。	パブリックコメントの実施時期については、業務の最終段階を想定しています。 なお、実施期間については、木津川市パブリックコメント手続条例に基づき、30日以上の間を設ける必要がありますので、それを踏まえた工程計画のご提案をお願い致します。
11	業務内容について（特記仕様書） 「03特記仕様書」の「P10(5)その他 ③関係機関協議」について、実施想定時期はありますでしょうか。	関係機関協議については、実施想定時期はございません。 また、企画提案書の実施方針等における工程計画への記載は省略して頂いても構いません。
12	業務内容について（特記仕様書） 「03特記仕様書」の「P10(4)概略設計」において、アクセス道路の概略設計では本事業による交通需要の増加を踏まえて既存の道路の改修・拡幅を検討するという認識でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。 また、需要予測及び施設規模の検討結果次第で内容は変わってくるものと考えておりますので、詳細については、協議の上決定し、設計変更の対象と致します。
13	業務内容について（特記仕様書） 「03特記仕様書」の「P10(5)その他 ①および③」については、開催回数に変更が生じた場合は設計変更の対象となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。 開催回数に変更が生じた場合は設計変更の対象と致します。
14	業務体制について 本業務では概略設計を含むことやPPP/PFI導入可能性調査を実施する上ではより具体的な内容の提示により事業者の関心向上が期待できることから、同種業務として、道路休憩施設の官民連携手法の内容を含む基本設計や実施設計業務についても該当することが望ましいと考えますがいかがでしょうか。	公告に示す同種業務の内容を変更することは致しません。
15	業務体制について 本業務では道の駅としての基本構想を取りまとめますが、とりまとめの観点においては必ずしも道路休憩施設だけではなく、地域の拠点施設の基本構想等のとりまとめ業務も、本業務遂行に対し有益な同種実績となると考えますがいかがでしょうか。	公告に示す同種業務の内容を変更することは致しません。
16	業務目的について（公告、実施要領、特記仕様書の目的） 「賑わい拠点整備」について、現時点で想定されている内容はありますでしょうか。	現時点では、特記仕様書P7（2）③「施設テーマ（コンセプト）の設定、コンテンツ・導入機能の検討」に記載している内容を最低限含めることを想定しておりますが、アンケート・ヒアリング調査及びサウンディング調査等の結果次第で内容は変わってくるものと考えております。

17	<p>業務体制について 「配置予定技術者調書」にて提出する担当技術者の人数の上限はございますでしょうか。</p>	<p>一次審査において、配置予定技術者調書として提出していただく担当技術者については、1名と致します。 なお、業務を実施するうえで、企画提案書として提出いただく「業務の実施体制」等に記載する担当技術者については、特記仕様書（案）第1条に記載している「土木設計業務等共通仕様書（案）」（令和元年8月京都府）第1編共通編に示すとおり、3名までと致します。</p>
18	<p>企画提案書の様式について 「02実施要領P4」における企画提案書の様式はA4サイズ2枚をA3サイズ1枚と捉えてもよろしいでしょうか。</p>	<p>A3用紙を使用される場合は、A3ヨコ向き、片面印刷5枚以内と致します。</p>
19	<p>様式第3号、様式第4-1号、様式第4-3号について 業務実績として記載する業務がテクリス登録していない場合、追加書類の提出のご連絡をお待ちすることでもよろしいでしょうか。もしくは、様式に契約書の写しを添付し、提出することでもよろしいでしょうか。</p>	<p>実績として記載する業務において、テクリス登録していないことがあらかじめ分かっている場合は、各調書で記載を求める内容が確認できる資料の写し（契約書等の写し）を添付して提出をお願い致します。</p>
		<p>以下余白。</p>